

総会

配布：一般

2016年2月25日

第70会期

議事日程議題 72(c)

2015年12月17日に総会により採択された決議

[第三委員会の報告書 (A/70/489/Add.3) に基づく]

70/172. 朝鮮民主主義人民共和国における人権状況

総会は、

全ての国家が、人権および基本的自由を促進しまた保護し並びに様々な国際文書の下で着手してきた義務を遂行する義務を持っていることを再確認し、

朝鮮民主主義人民共和国における人権状況に関する、2014年12月18日の総会決議 69/188 および 2015年3月27日の人権理事会決議 28/22¹を含む、総会、人権委員会並びに人権理事会により採択された全ての従前の諸決議を想起し、そしてこれらの決議の実施を達成することを目的としたその調整された取組を強化する国際社会の必要性に注意し、

朝鮮民主主義人民共和国における深刻な人権状況、蔓延している刑事責任の免除の文化および人権侵害に対する説明責任の欠如に深く懸念し、

朝鮮民主主義人民共和国における人権に関する調査委員会の報告書²に含まれた勧告をフォロー

¹ 総会公式記録、第70会期、補遺 No.53 (A/70/53) 第III章、A節を参照。

² A/HRC/25/63。

ーアップすることの重要性を強調し、またその中に含まれた詳細な調査結果に深刻な懸念を表明し、

朝鮮民主主義人民共和国における状況を、安保理が取り組んでいる問題の一覧表に付け加えるという安全保障理事会の決定、またその期間中に朝鮮民主主義人民共和国の人権状況が議論される2014年12月22日の安保理の公開会合の開催を歓迎し、

人道に対する罪からその住民を保護する朝鮮民主主義人民共和国の責任を想起し、

朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する人権理事会の特別報告者の報告書³に留意し、彼が同国を訪れることをまだ許されていないことそして彼が朝鮮民主主義人民共和国当局から何の協力も受けていないことを憂慮し、また決議69/188に従って提出された朝鮮民主主義人民共和国における人権状況に関する事務総長の包括報告書⁴もまた留意し、

朝鮮民主主義人民共和国は、市民的及び政治的権利に関する国際規約⁵、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約⁵、児童の権利に関する条約⁶そして女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約⁷の当事国であることに注意し、また四つの条約の下の条約機関の最終報告書とそれに考慮を与えることの重要性を想起し、

朝鮮民主主義人民共和国による障がい者の権利に関する条約⁸の署名および児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書⁹の批准に感謝しつつ留意し、朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、同条約の批准を促進することを奨励し、そして同政府に対し、障がい者と子どもの権利を十分に尊重することを促し、

第二回普遍的定期的審査過程への朝鮮民主主義人民共和国の参加を認め、同審査の成果¹⁰に含まれた268の勧告のうち113の朝鮮民主主義人民共和国政府による受諾そしてそれを実施した更

³ A/70/362.

⁴ A/70/393.

⁵ 決議2200A (XXI) 添付文書を参照。

⁶ 国際連合、条約集、第1577巻、No.27531。

⁷ 同書、第1249巻、No.20378。

⁸ 同書、第2515巻、No.44910。

⁹ 同書、第2171巻、No.27531。

¹⁰ A/HRC/27/10。

に 58 の勧告の実施の可能性を調査するという同国が述べた公約に留意し、そして同国における深刻な人権侵害に対処するため勧告の実施の重要性を強調し、

朝鮮民主主義人民共和国における衛生状態を改善するため同国政府と国際連合児童基金と世界保健機関との間で確立した共同作業、また子どもの栄養摂取と子どもの教育の平等を改善するため国際連合児童基金と確立した共同作業に感謝しつつ留意し、

朝鮮民主主義人民共和国において、適度な規模で、国際連合開発計画により着手された活動に留意し、そして計画が援助を必要としている人々の利益となることを確保するため国際社会との朝鮮民主主義人民共和国政府の関与を奨励し、

食糧安全保障評価に関する、朝鮮民主主義人民共和国政府と世界食料計画、国際連合児童基金、および国際連合食糧農業機関との間の協力にもまた留意し、国の、世帯のそして個人の食糧安全保障および栄養摂取状況における変化を分析することにおける、またそのことで援助計画の対象を特定してドナーの信頼を支援することにおける、これらの評価の重要性を強調し、同政府と世界食料計画により署名された基本合意書および全ての国際連合組織のために国際基準により近づいた運用条件、アクセスをもたらすことそして監視取極における更なる改善の重要性に更に留意し、また国際的な援助運用者の活動に感謝しつつ留意し、

「朝鮮民主主義人民共和国 2015 年：必要性と優先事項」と表題のついた国際連合報告書および朝鮮民主主義人民共和国における決定的な人道の必要性に対処する総会の呼びかけに留意し、

国際的な拉致の問題のまた全ての拉致被害者の即刻返還の重要性に留意し、それに基づいて朝鮮民主主義人民共和国が全ての日本国民に関する調査を始めた、2014 年 5 月の朝鮮民主主義人民共和国と日本との政府レベルでの協議の成果に留意し、またできるだけ早い日に達成されるべき、日本国民に関連したあらゆる問題、とりわけ全ての拉致された者の返還、の解決を期待し、

人権理事会の第 30 会期期間中に開催された、国際的な拉致の問題、強制失踪および関連事項を含む、朝鮮民主主義人民共和国における人権状況に関するパネル・ディスカッションを歓迎し、

同国における人権と人道的状況の改善に貢献することができる、南北朝鮮間対話の重要性に留意し、

2015年10月の国境を越えた離散家族の再会の再開を歓迎し、そして特に、離散家族の多くの構成員の高齢のために、このことが、全ての南北朝鮮の人々の緊急の人道的課題であることを考えると、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国およびコリアン・ディアスポラの構成員により行われることになるより大きな規模の定期的な更なる再会のための必要な準備を希望し、

南北朝鮮間の関係を改善することおよび朝鮮半島に関する和解と安定並びに朝鮮の人々の福祉を促進することに貢献する事務総長の取組を強調し、

1. 2013年3月21日の人権理事会決議22/13¹¹で同理事会により設立された朝鮮民主主義人民共和国における人権に関する調査委員会が、人道に対する罪に相当する可能性があると言ったものを含む、朝鮮民主主義人民共和国における長年のまた現行の組織的な、広範なそして甚だしい人権侵害、並びにそのような侵害に対する継続している刑事責任の免除を非難する。

2. 以下について、総会の非常に重大な懸念を表明する。

(a) 以下のような、委員会の報告書²において委員会により為された詳細な調査結果を含む、人権侵害の継続している報告の存続

(i) 拘禁の非人道的な条件を含む、拷問およびその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱又は刑罰；レイプ；公開処刑；裁判外のそして恣意的な拘禁；公正な裁判の保証および独立した司法制度を含む、適法手続および法の支配の欠如；裁判外の、即決のそして恣意的な処刑；政治的や宗教的な理由のために死刑を課すこと；三世代まで拡大している連帯罰；および強制労働の広範囲にわたる使用。

(ii) 膨大な数の人々が、その自由を奪われまた哀れな条件にあわされているそして大変な人権侵害が行われている、政治犯収容所の広範囲にわたる制度の存在。

¹¹ 総会公式記録、第68会期、補遺No.53 (A/68/53)、第IV章、A節を参照。

(iii) 住民の強制的な移転および許可無しに同国を出発するかあるいは出発しようとする者、若しくはその家族の処罰並びに帰国した人の処罰を含む、国内を自由に移動することまた海外へ渡航することを望んだあらゆる人に課された制限。

(iv) 朝鮮民主主義人民共和国に国外追放されたかあるいは帰国した難民および亡命希望者の状況並びに収容、拷問、その他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い、性的暴力あるいは死刑の結果につながる、海外から本国へ送還された朝鮮民主主義人民共和国国民に課された制裁、またこれに関連して、全ての国家に対し、逃げ場を求めている者の人権を保護することを目的に、ノン・ルフールマンの基本的原則を尊重すること、人道的に逃げ場を求めている者を取り扱うことそして国際連合難民高等弁務官とその事務所への妨害のないアクセスを確保することを強く促し、そして締約国に対し、それらの文書により対象とされる朝鮮民主主義人民共和国からの難民との関係で、1951年の難民の地位に関する条約¹²とその1967年議定書¹³の下での自らの義務を遵守することをもう一度促す

(v) 言論と表現、信教または信念の自由を行使している個人、およびその家族の迫害、拷問および投獄のような手段による、思想、良心、信教または信念、言論および表現、平和的な集会や結社の自由、プライバシーの権利や情報に対する平等なアクセスそして直接にまたは自由に選ばれた代表を通して、自らの国の公共の事柄の行為に参加する全ての者の権利に関するやたらに広がっているそして厳しい制限。

(vi) 厳しい飢餓、栄養失調、広範な健康問題および朝鮮民主主義人民共和国における住民、とりわけ女性、子ども、障がい者および高齢者にとってのその他の苦難の結果をもたらしている、経済的、社会的および文化的権利の侵害。

(vii) 女性の人権および基本的自由の侵害、とりわけ女性に対し国を去ることを強制しそして売春目的の人身売買、家庭内の強制労働または強制結婚および政治的や社会的な側面におけるジェンダーに基づく差別、強制的な堕胎そしてその他の形態の性的やジェンダーに基づく暴力への女性の服従、に対して女性を極めて脆弱にする内部事情の創設。

¹² 国際連合、条約集、第189巻、No.2545。

¹³ 同書、第606巻、No.8791。

(viii) 子どもの人権と基本的自由の侵害、とりわけ多くの子どもたちにとっての基礎的な経済的、社会的および文化的権利に対するアクセスの継続的な欠如、そしてこれに関連して、なかんずく、帰国したまたは送還された子ども、ストリート・チルドレン、障がいをもった子ども、親が拘禁された子ども、拘禁下または施設内で生活している子どもおよび法に抵触した子どもが直面している特に脆弱な状況に留意する。

(ix) 障がい者の人権と基本的自由の侵害、特に集団的収容所の使用および自らの子どもの数と間隔について自由にまた責任をもって決定する障がい者の権利を標的とする強制手段に関する違反並びに医療検査における障がい者の可能な利用、農村地区への強制的な移転および障がいをもった子どもの親からの分離の主張。

(x) 結社の自由に対する権利および団体交渉権の効果的な承認、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約⁵の下で朝鮮民主主義人民共和国の義務に示されたストライキ権、および児童の権利条約⁶の下で朝鮮民主主義人民共和国の義務に示された子どもの経済的搾取並びに子どものあらゆる有害なまたは危険な労働の禁止を含む、労働者の権利の侵害。

(xi) 国家が割り当てた社会的階級と出生に基づいて人々を分類し、そしてまた政治的意見と宗教の考慮を含む、出身成分制度に基づく差別。

(b) 朝鮮民主主義人民共和国における人権状況に関する人権理事会の特別報告者に招待状を出すことのまたは自らの職務内容に従った特別報告者やその他の国際連合特別手続、並びにその他の国際連合人権制度に協力を広げることの朝鮮民主主義人民共和国政府の継続した拒否。

(c) 朝鮮民主主義人民共和国における深刻な人権状況について同政府が継続して認めないこととしてその結果としておこる、その第一回普遍的定期的審査の結果¹⁴に含まれた勧告を実施しまた条約機関の最終報告書に考慮を与える、行動がないこと。

3. 大規模にまた国家の政策の問題としての、他国からの者を含む、人々の組織的な拉致、本

¹⁴ A/HRC/13/13。

国送還の拒否およびその後の強制失踪に総会の非常に重大な懸念を強調し、そしてこれに関連して、朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、拉致被害者の即刻返還の実現を含む、透明なやり方で、これらの国際的な懸念事項を緊急に解決することを強く求める。

4. 自然災害に対する限定された抵抗力と多様な食糧の著しい不足をもたらしている農業生産による構造的な弱さと食糧の作物栽培と貿易に関する国家規制、並びに特に、最も脆弱な集団、妊娠したまた授乳している女性、子ども、障がい者、高齢者そして政治犯の中に長期にわたる栄養失調がひろく行き渡っていることにより一層酷くされた、適切な食糧の利用可能性とそれに対するアクセスの制限を引き起こしている政府の政策の故に、迅速に悪くなる、同国における不安定な人道状況に総会の非常に深い懸念を表明し、そしてこれに関連して朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、必要な場合には、国際的なドナー機関と協力しつつまた人道援助の監視のための国際基準に従って予防および救済措置を講じることを促す。

5. アクセスの拒否にもかかわらず、今までに着手された活動および特別報告者の職務権限の実施における継続した取組に対して彼を称賛する。

6. 特別報告者の報告書³に含まれた調査結果を歓迎しそして彼の勧告、とりわけ正義と説明責任を確保するための可能な選択肢を探究することを目的としたもの、に留意する。

7. 調査委員会の活動に対する総会の感謝の念を想起し、その報告書の継続している重要性を認識し、そして同委員会が、同国へのアクセスに関したものを含む、朝鮮民主主義人民共和国当局からの協力を何も受けなかったことを憂慮する。

8. 集められた証言と受領した情報の大部分が、人道に対する罪が、数十年の間、国家の最も高いレベルで確立された政策に従って、朝鮮民主主義人民共和国において犯されてきたと信じる合理的な理由を提供しているという同委員会の調査結果を認める。

9. 調査委員会が、人道に対する罪に相当する可能性があるといった侵害を含む、人権侵害に対して責任を有する者を訴追することを、朝鮮民主主義人民共和国当局ができないことに総会の懸念を表明し、そして国際社会に対し、説明責任努力と協力することとそのような犯罪が処罰されな

いままにならないことを確保することを奨励する。

10. 安全保障理事会に対し、調査委員会の関連する結論と勧告の安保理の審議を継続することそして国際刑事裁判所への朝鮮民主主義人民共和国の事態の付託の審議また同委員会が、人道に対する罪を構成する可能性があると言った行為に対して最も責任を有すると見られる者に対する効果的な制裁の範囲の審議を通したものを含んで、説明責任を確保するため適切な措置を講じることがを奨励する。

11. 安全保障理事会に対し、朝鮮民主主義人民共和国の人権記録を含む、同国における状況を議論し続けることをまた奨励し、そしてこの問題に関する安保理の継続したまた積極的な関与を期待する。

12. 持続したコミュニケーション、政策提言およびアウトリーチ活動を通したものを含んで、朝鮮民主主義人民共和国における人権状況の監視と証拠書類調べを強化するため、説明責任を確保するため、さらなる支援を特別報告者に提供するため、全ての関係国の政府、市民社会およびその他の利害関係者の関与と能力構築を高めるため、そして朝鮮民主主義人民共和国における人権状況の可視性を維持するため、ソウルに国際連合人権高等弁務官事務所による現場ベースの組織の設立を歓迎する。

13. 加盟国に対し、高等弁務官事務所の現場ベースの組織が、独立して機能を果たすことができ、それがその任務を遂行するための十分な資源と支援を持つこと、そしてそれが、なんらかの報復や脅威の対象とならないことを確保するため、責任を引き受けることを求める。

14. 朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、全ての人権と基本的自由を十分に尊重することそして、これに関連して次のことを行うことを強く促す。

(a) 総会、人権委員会および人権理事会の上述の諸決議で定められた措置並びに普遍的定期的審査の文脈において同理事会によりまた調査委員会、国際連合特別手続および条約機関により朝鮮民主主義人民共和国に宛てられた勧告を実施することにより、なかんずく、上で強調された、組織的な、広範なそして深刻な人権侵害に直ちに終止符を打つこと。

(b) 政治犯収容所を直ちに閉鎖しそして無条件且つ遅らせることなく全ての政治犯を解放すること。

(c) その居住者を保護し、刑事責任の免除の問題に対処しそして人権侵害に責任を有する者が独立した司法制度の前で司法手続に付されることを確保すること。

(d) 難民の流出の結果につながる根本原因に取り組みそして被害者を犯罪者として扱わない一方で、人の密輸、取引および強要を通して難民を利用した者を訴追すること。

(e) 朝鮮民主主義人民共和国へ国外追放されたかまたは帰国させられた朝鮮民主主義人民共和国国民が、安全にまた威厳をもって帰ることができ、人道的に扱われそしてあらゆる形態の刑罰の対象とならないことを確保すること、また彼らの地位と取扱いに関する情報を提供すること。

(f) 特別報告者に朝鮮民主主義人民共和国への完全な、自由なそして妨害のないアクセスを与えることによるものを含んで、特別報告者に対し、また人権状況の十分な必要性評価ができるようにその他の国際連合人権メカニズムに対し、その十分な協力を広げること。

(g) 同国における人権状況を改善する目的で、最近高等弁務官により追求されたように、国際連合人権高等弁務官や彼の事務所との人権分野における技術協力活動に従事すること。

(h) 普遍的定期的審査に由来する受諾した勧告を実施することそしてまだ検討並びに中間実施報告書の準備の下にあるそのような勧告を前向きに検討すること。

(i) 国際労働機関の加盟国になることそして全ての関連する条約を批准することを考慮すること。

(j) 国際連合人権機関とのその協力を継続し且つより強固にすること。

(k) 人道援助に対する十分な、安全なそして妨害のないアクセスを確保し、そしてそれがそう

することを誓約した、人道援助に従った必要性に基づき同国のあらゆる部分へその公平な提供を確保することを人道機関に許す措置を講じること、適切な食糧に対するアクセスを確保することそして持続可能な農業、適正な食糧生産および分配措置並びに食糧部門へのより多くの資金の割り当てを通したものを含む、より効果的な食糧の安全保障と栄養摂取政策を実施することそして人道援助の適切な監視を確保すること。

(l) 国際連合国別現地チームと開発機関が、持続可能な開発目標の達成に向けた進展を含む、一般住民の生活条件を改善することに直接貢献できるように国際連合国別現地チームと開発機関との協力を更に改善すること。

(m) 人権条約機関との対話を可能にするであろう、未批准および未加入の国際人権条約を批准することと加入することを考慮すること、それが当事国である条約の監視機関への報告を再開すること、そして同国における人権状況を改善するため、当該機関の最終報告書に考慮を払うこと。

15. 朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、遅滞なく、調査委員会の勧告を実施することを促す。

16. 調査委員会がそれらに向けて、勧告を出した、全ての加盟国、総会、人権理事会、高等弁務官事務所、国際連合事務局、関連する専門機関、地域的な政府間組織およびフォーラム、市民社会組織、財団および従事している企業並びにその他の利害関係者に対し、それらの勧告を実施するか前に進めることを奨励する。

17. 全体としての国際連合制度に対し、調整されたまた統合されたやり方で朝鮮民主主義人民共和国における深刻な人権状況に対処し続けることを奨励する。

18. 国家および国家の集団との人権対話、高等弁務官事務所との技術協力および特別報告者の国家訪問を考慮するという 2014 年に朝鮮民主主義人民共和国により表明された意向に留意し、そして朝鮮民主主義人民共和国に対し、優先事項としてそのような対話と協力活動に着手し続けることを強く奨励する。

19. 朝鮮民主主義人民共和国に対し、現場での人権状況における具体的な改善を促進する目的

で、対話、同国への公式訪問そしてより一層の人対人の接触を通したものを含んで、国際的な対話者と前向きに関与し続けることを求める。

20. 総会の第 71 会期に朝鮮民主主義人民共和国における人権状況のその調査を続けることを決定し、そしてこの目的のために事務総長に対し、朝鮮民主主義人民共和国における状況についての包括報告書を提出することを要請し、また特別報告者に対し、彼の調査結果および勧告を報告し続けること、並びに調査委員会の勧告の実施に対するフォローアップについて報告することを要請する。

第 80 回本会議

2015 年 12 月 17 日